

○宇和島市上下水道局公正入札調査委員会設置要綱

平成17年 8 月17日

水道局告示第 8 号

(設置)

第 1 条 宇和島市上下水道局が発注する宇和島市水道事業における建設業法（昭和24年法律第100号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事、業務委託及び物品購入の競争入札の談合に関する情報（以下「談合に関する情報」という。）に対して的確な対応を行い、競争入札の適正を期するため、宇和島市上下水道局公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 談合に関する情報に対する具体的対応の検討
- (2) 談合に関する情報の公正取引委員会への通報
- (3) 談合に関する情報に係る事実の調査
- (4) その他競争入札の公正な執行に関し必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長及び委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、必要がある場合は、委員長が指名する職員を委員に加えることができる。

(会議)

第 4 条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。
- 3 緊急やむを得ない事情があり、会議を開催することができない場合には、委員長は、書類の回議をもって会議に代えることができるものとする。

(報告)

第 5 条 第 2 条による任務を行ったときは、その処理結果をすみやかに市長に報告しなければならない。

(事務局)

第 6 条 委員会の事務局を契約担当課に置く。

(雑則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成20年 8 月 1 日水道局告示第10号）

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の宇和島市水道局公正入札調査委員会設置要綱の規定は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成22年10月17日水道局告示第17号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 4 日水道局告示第 2 号）

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

委 員 長	上下水道局長
委 員	水道総務課長
	給水課長
	水道総務課長補佐
	給水課長補佐